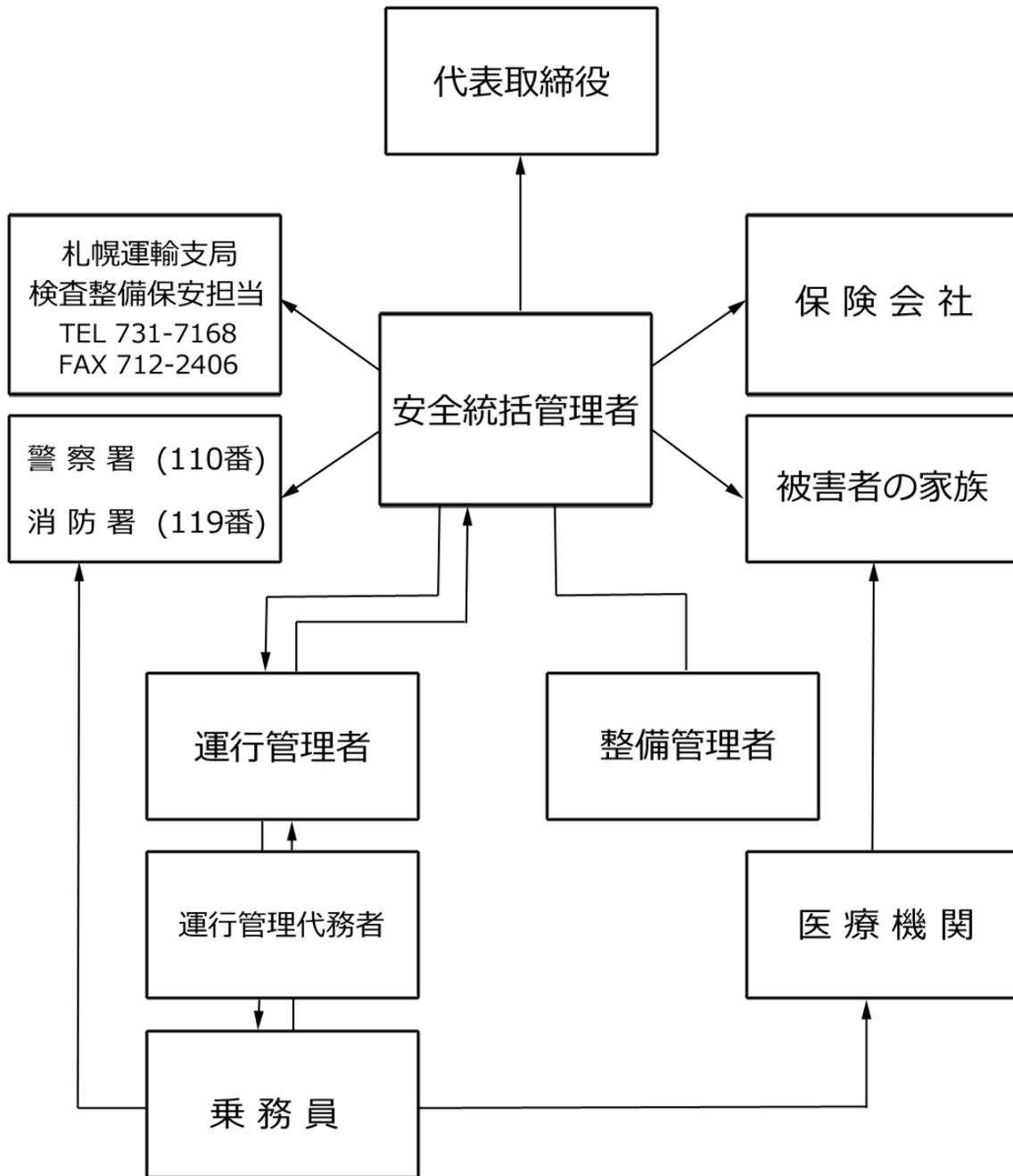


株式会社ドリーム観光バス
緊急連絡体制図



1. 事故発生時には、運転手または補助員は直ちに必要な応急の処置を講じ、遅滞無く関係各署に通報するとともに、運行管理者または運行管理代務者に連絡し、その指示に従う。
2. 運行管理者または運行管理代務者は、代表取締役に連絡するとともに、運行管理規定に従い、措置するものとする。